

平成 27 年 12 月 24 日
内閣府消費者委員会事務局

特定保健用食品の表示許可に係る答申について

平成 23 年 11 月 10 日付け特定保健用食品の表示許可に係る内閣総理大臣からの諮問に関し、平成 27 年 12 月 18 日の第 30 回消費者委員会新開発食品調査部会において審議を行い、当該部会において結論が得られた品目について、12 月 22 日付けで消費者委員会委員長より答申を行った。

1. 次の品目は、第 30 回新開発食品調査部会において結論が得られ、特定保健用食品として認めることとして差し支えないこととされた。

・素肌ウォーター

2. 上記品目については、平成 27 年 12 月 22 日付けで消費者委員会委員長より「特定保健用食品として認めることとして差し支えない」旨、答申を行った。

別添資料：平成 27 年 12 月 22 日付けで答申を行った品目

参 考：答申書

【本件問い合わせ先】内閣府 消費者委員会事務局

担 当：錦織・中島

【12月25日(金)18:15まで】

電 話：03 - 3507 - 9945

F A X：03 - 3507 - 9989

【12月28日(月)9:30以降】

電 話：03 - 3581 - 9380

F A X：03 - 3581 - 9476

別添

(1)平成23年11月10日付消食表第442号により諮問を受けた品目

	製品名	申請者	特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容
1	素肌ウォーター	株式会社 資生堂	本品は、肌から水分を逃がしにくくするグルコシルセラミドを含んでいるので、肌が乾燥しがちな方に適しています。

※「特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容」は、審議過程で変更された為、諮問時とは異なる。